総務文教常任委員会要点記 録

日時	令和4年12月6日	開会		10時00分	会議時間
		閉会		14時04分	2:55
場所	委員会室				
出席者	武藤委員長・宮副委員長・鷹羽委員・野沢委員・柏野委員・市川委員				
	傍聴議員: 松島議員、生本議員、新岡議員、石井委員				
説 明 者	説 明 者 副市長、教育長、総務部長、企画振興部長、教育部長			傍聴者数	5人
	外36名				
事 務 局	議会事務局長、同次長、議	事担当スタップ	7	記者	2人

会議の経過事 項

委員長が開会を告げ、傍聴の許可をし、議事日程について説明する。

●日程1. 付託案件審査について

1)議案第4号 恵庭市議会議員及び恵庭市長の選挙における選挙運動の公 費負担に関する条例の一部改正について

【質疑】

柏 野 委

- 員 □ 改正案の第8条。ポスターの単価の規定について、本会議の質疑の中でも 独自に設定されているという答弁でしたが、改めて法律の規定はどうなって いて、恵庭市の条例としてはその法律のもとで、どのような考え方をとって いるのかお聞きします。
 - ② 同じく第8条。ポスターの作成枚数について、法律ではどのような規定と なっているのかお聞きします。
 - ③ 第4条の第1項第2号裏面2ページ目。燃料供給契約に関して、法律の規 定がどのようになっていて、恵庭市の条例の考え方はどういったものである のかお聞きします。

会事務局長

山本選挙管理委員 ① 国の公職選挙法の施行令の中では、ポスター作成経費については、印刷単 価と企画費、デザイン費などを足した部分で、1枚当たりの単価を設定して います。平成8年の条例制定当時には、基本的な考え方は国の考え方に準拠 して設定していますが、金額面の部分は市の独自の金額とし、印刷費の部分 については、地域の実情に応じて、国の金額ではなくそれよりも低い金額で 当初設定しています。

その後、単価については国の改定時における印刷費の改定率アップ分を当 初設定した設定単価に乗じて算出している状況です。

- ② ポスターの枚数についての規定は、上限として何枚刷るという部分について、特に法律の中で決めはありません。
- ③ ガソリン代の部分の規定かと思いますが、ガソリン代については個別契約 の案件で具体的に燃料費の単価が設定されており、恵庭市においては、国の 基準に準拠した設定としています。

柏 野 委 員

- ②ポスターの枚数、基本的には衆議院選挙などにおいては、掲示場の2倍 までの数が上限かと思っていましたが、近隣のまちにおけるポスターの作成 枚数の考え方についてお聞かせください。
 - ⑤ ③ガソリン代、平成31年の市議選のときに、上限額満額の請求してる方はどのぐらいいて、平均どのぐらいの請求額となっているのかお聞きします

山本選挙管理委員 会 事 務 局 長

- ④ 恵庭市においては、基準では掲示場と同じ数の枚数を設定していますが、 他市において、同じくポスター掲示場と同じ枚数を設定しているのが、札幌 市を除く34市中15市となっています。10%増しとしているまちが3 市、14%増しが1市、20%増しが15市という状況です。
- ⑤ 直近の平成31年の市議会議員選挙の際に、ガソリン代の基準額を上限まで使っていた方はいません。

平均額については、燃料費最大7日分支給が上限ですが1万6,542 円、日額2,363円が平均使用額となっています。

柏 野 委 員

⑥ ポスターの枚数、千歳市、北広島市、石狩市がどのような設定をされているのかお聞きします。

山本選挙管理委員 会 事 務 局 長 武 藤 委 員 長

⑥ 千歳市が10%増し、北広島市が20%、石狩市が20%増しとなっています。

柏 野 委 員

柏野委員より会議規則第101条の規定により修正案が出されています。 この件に関して、柏野委員より説明を願います。

選挙公営制度はお金のかからない選挙を目指し、候補者間での選挙運動の機会均等を実現するために採用されている制度です。一方で、地方財政法では、最小の経費で最大の効果を求めています。以上のことから、選挙の公平性を担保する一方で、できる限り少ない経費で運用をしていくことが大事だと考えています。

ポスターの単価・枚数については、自治体ごとに様々な規定をしている一方で、ガソリン代については、ほぼ上限額での設定がされている例が多いと承知をしています。恵庭市の面積や、これまでの実績を考えたときに、この上限額の引き上げは必ずしも必要ではないと考えています。

一方で、ポスターの単価・枚数の規定については、法が定めている上限額

と比較をしても半額以下の設定となっており、かなり低く抑えられている状況です。近隣を見ても、千歳市、北広島市、石狩市などでは企画費などが計上されていることにより、単価設定が高い上、枚数も掲示場の1.1倍から1.2倍という設定になっています。この単価については、これまでの経緯も踏まえ据え置いても、現状では選挙運動期間中にポスターが剥がれたり、破れてしまったとしても張り替えをすることができないのが実情、実態です。実際には、予備が印刷業者から提供されることがあるかもしれませんが、予備を事実上提供していただいて負担を求めるのは、選挙公営の趣旨から外れるのではないかと思います。以上のことから、今回2点の修正を提案をします。

1点目、第4条第1項第2号イ中7,700を3,850に改めるものであります。日額のガソリンの単価上限を7,700円から3,850円に改めるものであります。

2点目、第8条中ポスター掲示場の数に相当する数を、ポスター掲示場の数に1.1を乗じて得た数とすることにより、ポスターを1.1倍まで作成をすることができるように変更するものであります。

以上、ご審議をいただきご賛同賜りますようお願い申し上げます。

【質疑】

なし

武藤 委員長員長員長員長員長員長員長員長員長員長員長員長員長員長員長員長

修正案の取扱いに関し各委員の意見を伺います。ご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)

修正案に対し、可決か否決か順次発言願います。

現在、特にガソリン燃油等が非常に高騰しており、前回の市議選と比べ、率的には相当上がっていると思っており、燃料の上限については、この数字ではなかなかうまくいかないと思います。さらに、6件ほど一括の方がいますが、この内訳についてはわからない状況です。今後、国の動きもありますが、ガソリンの軽減措置もどうなっていくかわかりません。燃油が高騰するというような状況ですから、採決し、否決でお願いします。

野 沢 委 員

考え方として理解できないわけではありませんが、次の方々がどういう考え方かもわからないため、国の基準に基づきこの基準通り行うべきと思いますので、採決して否決。

宮 委 員

考え方について一定理解はできますが、ガソリン代部分が特に、今後どのような状況になるかわからない、前回と同様とは限らないと思うので、この部分は今回議案として提出されたものを採用した方が良いのではと思うので、否決でお願いします。

鷹羽委員

1点目の燃料費について、いきなり2分の1にした場合、現行の燃料単価からするとオーバーする人が出てくるという感じがします。燃料費については、あえて今半額にするという極端な考え方については、燃料が高騰している中でいかがかと思います。

ポスターについて、1.1倍という考え方はわかりますが、現状として、 印刷屋から試し刷りの部分も含めて納品されている実態で、非常に紙質も良 くなり破れる経験したことはありません。必ずしもこれを1.1倍にする必 要は感じていません。修正案については否決でお願いします。

柏 野 委 員

起立採決で可決をお願いします。

今理由の中でのお話は、質疑で十分に議論を深めることができた論点だと思っており、例えばガソリン代、今後がどうなるかわからないというお話でした。過去の選挙4回ほど公費負担の状況を全て情報公開請求し、その状況からすると、今回上限額を2分の1にしたとしても、前回の選挙で上限額を超える方は1名です。

さらに、前回の選挙で公費負担は約916万円かかっていますが、車、ポスター、ビラにかかるもの全て合わせて916万中、車にかかってるのが500万円を超えています。市民の方が選挙に関して、どういった情報を得て投票するのか考えたときに、車に偏重している状況を少し是正してもいいのではないかと思います。もし不足すればポスターや他の経費も、自己負担するということも考えられるわけで、上限を超える方がもし1人出るとしても、それが選挙の公平な立候補の機会を阻害することにならないのであれば、十分に考える余地があるのではと思います。

もう一点、鷹羽委員から紙質が良くなってきて破れる経験がないというお話でした。たしかに、防水の紙や質の良いものを作ればそうなりますが、単価を低くしたとしても、枚数の上限があることで逆に単価を抑えてコストを抑えることができません。上限額1,200円ですが、330円にして同じ120何枚という枚数でしか請求できないわけですから、枚数の制限があることにより、本来であればコスト削減ができる可能性があったものが、逆に金額が上がる余地になってしまっている部分があり、枚数の幅を上限として持たせた中で、必要な枚数分だけ請求することは十分にできます。そういった幅がないという意味では、ポスターのほうが改正する余地は高いと感じます。

以上のことから、皆さんがご指摘いただいた点については、むしろ変えた 方が結果としては望ましいことになると考えますので、以上の理由から可決 すべきものと思います。

武藤委員長

ご意見が分かれました。従いまして修正案については、討論を省略し、これより採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

各 委 員 武藤委員長 (「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、これより討論を省略して採決に入ります。

お諮りいたします。修正案について、可決すべきものと決定することに賛 成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

1名でございます。

【修正案結果】

否決すべきもの

武藤委員長

原案に戻り、議案第4号、恵庭市議会議員および恵庭市長の選挙における 選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についての原案の取り扱いに関 し、各委員のご意見を伺いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

各 委 員

武藤委員長

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。継続審査か採決か、採決の場合、可決か否決かも 含め、順次発言をお願いします。

柏 野委 員

私としては、今修正案を提案させていただいたので、ガソリン代について は上限額を引き上げる必要性はないと考えていますので、採決し否決でお願 いします。

鷹 羽委 員 宮 委 員 採決し、可決でお願いします。

員

採決し、可決でお願いします。

沢 委 市川委 員

野

採決し、可決でお願いします。

武藤委員長

採決し、可決でお願いします。

ご意見が分かれました。従いまして本案については、討論を省略して、こ れより採決に入りたいと思います。

これにご異議ございませんか。

各 委 員 武藤委員長 (「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきまして、本日採決することに賛成の議員の 起立を求めます。

(替成者起立)

武藤委員長

全員のご意見が採決でございました。

したがいまして、本案については、討論を省略して、これより採決に入り たいと思います。これにご異議ございませんか。

各 委 員 武藤委員長

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、これより討論を省略して採決に入ります。

お諮りいたします。本案について、可決すべきものと決定することに賛成

の議員の起立を求めます。

(替成者起立)

武藤委員長

起立多数です。本案は可決すべきものと決定いたしました。

【結果】

可決すべきもの

(2) 陳情第12号 子どもの新型コロナウイルス感染症対策緩和を求める 意見書の提出を求めることについて

【質疑】

委 宮

員 ① 保育園、幼稚園等の保育施設、小・中学校において、国もしくは北海道の 現在のコロナ対策に関する通知の内容がどうなっているのか伺います。その 通知が、保育施設や各学校へ既に市教委から通知されているのか伺います。

大林幼児保育課長 | ① 国からの最新通知は令和4年12月2日付で、石狩振興局保健環境部経由 で新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針という通知があり、その 内容については、既に市内各園にメールで周知を行っています。

> 飲食の場面における感染対策ということで、黙食とすることは一律に求め ていないという内容になっている点と、マスクの着用についてもメリハリの ある着用が行われるようにという内容になっています。

早川教育総務課長

① 小・中学校では北海道教育委員会からの通知と、衛生管理マニュアル、学 校の新しい生活様式に基づき、これまでもマスクの着用をはじめ、感染症対 策を講じながら教育活動を進めていますが、直近の通知は、11月30日に 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更ということで、特に給 食時間の黙食の緩和について基本的対処方針で少人数で黙食を基本とし、会 話をする際にはマスクの着用を徹底という記述が削除されたという通知があ りました。これについては、当日に全小・中学校に対して通知を行っており ます。

宮 委

- 員 ② 保育園等の保育施設において、今の通知が市の方から各園になされている ということでしたが、各園において独自の判断でこの通知どおりの対応をさ れているのか、もしくはその園の判断によって独自の、より緩かったり、よ り厳しかったりという対応になっているのかお願いします。
 - ③ 学校において、通知に関して保護者にはどのような周知になっているのか 伺います。

大林幼児保育課長

② 市内全園を確認しているわけではありませんが、各園の訪問であったり、 通常の意見交換の中で確認している内容でお答えします。

ほとんどの園においては、厚労省から通知のある未満児クラスについて

は、マスク推奨しないということで、家庭の状況によっては家庭でマスクを 着用させてほしい、未満児であったとしても密集のときにはマスクをという 家庭には、その旨対応している園もありました。以上園児については、数園 が、既に園内マスクの着用を推奨しないという判断の園もありましたし、ほ とんどの園については、マスク着用を各ご家庭の判断に委ねています。黙食 についても、各園の基本的には施設における施設管理者の判断によるものと なっており、黙食指導とまではいきませんが、各園において保護者の理解を 得ながら取組を進めていると確認しています。

早川教育総務課長

③ 通知の内容については、各学校から学校だよりなどを通じて保護者へ周知を行うほか、今回11月30日の通知の中で、マスク着用の考え方についても記載があり、これについては引き続き、児童生徒等の心情等に適切な配慮を行った上で、活動場所や活動場面に応じたメリハリのある着用が行われるよう取り組むことという内容がありました。

マスクの着用について、市教委として教育長メッセージという形でホームページに掲載しています。内容は、マスク着用をしなくてもいい場面、例えば体育の授業と熱中症のおそれがある場合ですとか、マスクの着用については児童生徒様々な事情により着用できない子等がいますと、これについては、保護者や地域の皆様にもご理解いただくべき内容であると。それと、マスクの着用の有無がいじめ差別に繋がらないように、学校と連携し対応していくという趣旨のメッセージを、ホームページに掲載し発信しています。

宮 委 員

④ 今回こういった陳情が提出されたことを考えると、まだ最新の通知からあまり日数たっていないということもありますが、学校や保育園、それぞれの現場において、以前と変わらずマスクが外せないような状況が続いているということを、保護者の皆さんが感じてるということもあると思います。子ども未来部、市教委において、今後の対応、考え方があれば最後にお伺いします。

大林幼児保育課長

④ 引き続き、国から随時取り扱いの変更などの連絡通知を各園に周知し、感染対策を行ってまいりたいと考えています。

早川教育総務課長

④ 小・中学校においては、衛生管理マニュアル等に基づき、基本的な感染症対策としてはマスクの着用がありますが、体育の授業等、着用しなくてもよい場面についてきちっと各学校で指導を行うとともに、引き続き、児童生徒等のそれぞれの事情、心情に配慮した上で対応してまいります。

武藤委員長

本案の取り扱いに関し、各委員のご意見を伺いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

各 委 員 武 藤 委 員 長 (「異議なし」の声あり)

それでは、本案に対する委員の意向を把握したいと思います。継続審査か 採決か、採決の場合、採択か不採択かも含め、順次発言をお願いします。 市川委員

採決し、不採択でお願いします。

まず1点目、黙食の状況も最近国の緩和策も出てきています。そのような 国の状況も考えた場合、現状としては陳情事項3については、ある程度進め られていると思っています。

次に、マスクの着用の関係で、差別・圧力の生じることがないようにということで学校、保護者、地域住民に周知してくださいという陳情事項ですが、現状差別的なことがない状況と判断します。また、1番目の再度検証し、見直してくださいということですが、今の感染状況を考えた場合、拡大しているという状況で、さらに今後冬期間を迎え換気等が非常に悪くなる状況もあると思います。これ以上の緩和対策をすべきでないということから、時期尚早であるということを踏まえ採決し、不採択でお願いします。

野 沢 委 員

やはり国の基準、道の基準、通知を含めて、きちっと教育や保育の現場で 適切な対応をしていただくことが大事かと思いますので、これについては採 決し、不採択でお願いします。

柏 野 委 員

内容については基本的には賛成ですが、感染の状況によって、それぞれの 自治体、各現場での判断が非常に重要だと思っています。それをしっかりと 保護者を含めて理解を得ていくのが必要だと思います。

今回の陳情に関しては11月25日に出され、その後、国からの通知があったということで、状況が非常に大きく変わっていると思います。ただ、25日の時点では、求めていたのはこの3点でしたが、通知が変更になった段階においては、出していくべき意見書の内容が変わるかと思います。そういった対応について、保護者の理解を得てという基本的な考え方は同じだと思うので、私は陳情者の方と、出す意見書の内容について詰めていく必要があると思うので、継続して審査をした中で、陳情者の方と意見交換をし、その上で意見書をまとめていくべきではと思います。

鷹羽委員

採決し、不採択でお願いしたいと思いますが、陳情の1番、2番については、執行部から答弁あったように、メリハリあるマスクの着脱ということもありますし、現場において適切な感染症対策はこれからも継続すべきという考え方です。3番目の陳情項目については、既に緩和の通知があり、現場にも通知されており、この段階で国に意見書を出すということにはならないということで、この陳情については、不採択でお願いします。

宮 委 員

まず結論は採決し、不採択でお願いします。現在、国においても徐々にコロナ対策は緩和する方向で動いていると思いますし、現に12月に緩和する通知がなされていて、国に対して議会として改めて出す必要性はないと感じます。ただ、このような陳情が出されているということをしっかりと重く受け止める必要があると思っており、確かに通知は市教委、また子ども未来部から出されていますが、現場において、まだまだ通知の内容に対して、実践

が伴っていない状況と感じます。従って、通知したから終わりということで はなく、変わっていく時期であるからこそ、状況を見ながら、通知した後も 現場においてどのような対策がなされてるのか確認しながら、徐々に緩和し ていけるような対策を取っていただくことをお願いしたいと思います。

以上のことから、不採択でお願いします。

武藤委員長

員

各 武藤委員長

武藤委員長

武藤委員長

ご意見がわかれました。したがいまして、本案については、討論を省略し てこれより採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。これより取り扱いに関し採決に入ります。

お諮りいたします。本案につきまして、本日採決することに賛成の議員の 起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数でございます。

したがいまして、本日採決することに決定いたしました。ただいまから採 決に入ります。

お諮りいたします。本案について、採択すべきものと決定することに賛成 の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数でございます。したがいまして、本案につきましては、不採択と すべきものと決定いたします。

【結果】

不採択とすべきもの

日程1. 付託案件審査について終了

●日程2. 所管事務調査について

(1) 報告事項 事故等発生(処理)報告について

資料説明 事故発生(処理)報告について

【質疑】

鷹 羽 委

小田職員課主幹

員 ┃ この中で、1番目の確定申告事務処理の放置というのは、非常にあっては ならないことです。単発的なミスということでなく、本当に影響の大きいこ とだと思います。還付金総額、そのうち到来額が平成28年度分1,084 円と、充当遅れによる延滞金の過払額100円、この会計上の処理はどのよ うにされたのかご説明ください。

山野辺債権管理課長

① 時効到来を迎えた1,084円については、この後本人の方に損害賠償と

して弁償する予定で進めています。充当遅れした過払いの金額100円につきましても、同様に事務を進めているところです。

宮 委 員

① 1番の部分で、今後行う改善措置の最後に、未処理ボックスの活用を徹底するという部分があります。以前からも、他の部署等でもおそらく紙で提出されたものを、処理済・未処理というように分けて置くことで、処理してないものを可視化してミスが防げる形になっていると思いますが、今年に入ってから未処理ボックスを活用するというところが、他の部署かもしれないですが聞きましたが、全ての部署で徹底されているわけではないということでよろしいのか伺います。

あと、3番目の改善措置の、最後ダブルチェックを行うというところ、これまでもこういった対策は記述されていたと思いますが、ダブルチェックしている業務と、していない業務がまだあるのか確認します。

小田職員課主幹

① 未処理ボックスについては、こちらで調査をしているわけではありませんが、おそらく全ての課にあるわけではないと認識しています。

また、ダブルチェックに関しては、入力がある部署においては、今行っている内部統制のリスク管理シートにも、ダブルチェックという文言を見て取れますので、そちらについては行われていると認識しています。

宮 委 員

② 事故報告受けて、事務的に数は早く限りなくゼロに近づいた方がいいという指摘はあったと思いますが、紙で提出されたものを、パソコンで打込むときに、複数人が見える形での未処理ボックスはあった方がいいと思いますが、それがないと個人が抱えていてというのが、ミスに繋がると思います。それがなぜ徹底されてないのか、理由があれば伺います。また、ダブルチェックしても防げないものがあるのか、その仕方に問題があるのか伺います。

小田職員課主幹

② 事故のないところは、これまで通りのやり方でできているということで、あえてつくっていないところが多いと考えています。ただおっしゃる通り、未処理ボックスはもちろんあった方がいいですし、ボックスという形ではなくても、紙で提出されたものを一人が受け取るだけではなく、複数人でチェックできる体制があるのが望ましいと考えますので、事故報告を職員に周知する際に、こういうやり方があるということも今後周知していけたらと思います。また、ダブルチェックも改めて、やり方をチェックするように、周知していけたらと考えています。

日程2. 所管事務調査について終了

11時00分 休憩

11時10分 再開

●日程3.総務部関連について

大 島 総 務 課 長 資料説明① 恵庭市個人情報保護法施行条例の制定について

資料説明② 令和3年度決算財務書類について

資料説明④ 旧恵庭市青少年研修センター跡地等整備事業について

【質疑】

鷹羽委員

依藤財政課長

須貝管財・契約課長

- - ② 減価償却について、耐用年数に応じてということですが、この耐用年数は 税法でいう耐用年数ということでよろしいか伺います。
 - ③ 負債の部で未払金について、備荒資金組合の翌年度支払額を計上している となっていますが、債務負担行為の金額については、未払いに計上しないと いう考え方についてお聞きしたい。
 - ④ 純資産の部ですが、余剰金(不足分)ということで、これはどういう意味になるのか、一般的には貸借対照表の最後は当期利益剰余金とかそういう表示になると思いますが、この表示の仕方の考え方についてお聞きします。
 - ⑤ 新地方公会計制度の意義が1ページの一番最後に書かれていますが、2行目に中長期的な財政運営へ活用の充実が期待できることや、住民や議会等に対し財務情報をわかりやすく開示することによる説明責任の履行と、資産債務管理や予算編成等に活用することが挙げられますとなっています。議会には説明責任を果たされていると思いますが、住民への開示はどういうふうにされていたのかお聞きします。
 - ⑥ 債務管理や予算編成という言葉が出てきますが、これはどのように活かされているのか伺います。

依藤財政課長

- ① バランスシート上では資産の額について、固定資産にそのまま取得価格が 計上される形になります。これを取得する際の財源として、国庫補助金が入 ってきますが、それは現金収入として流動資産として入る。ただ、流動資産 が固定資産を取得する際に、費用としてなくなる。それと同じ価格の固定資 産が登録される形で、年度末の時点においては、固定資産の登録だけが残り ます。ただ、資金収支計算書上では、資金の移動について固定資産の補助金 分の収入額が記載される形になります。
- ② 基本的には税法上の耐用年数ですが、税法上では取得した月ごとにその時 点からの償却が始まるという考え方になり、公会計上においては、基準日を 全て同一の日付にしており、この日付から全ての資産が何月に取得したとし

ても、翌年度になったときには1年間償却したという考え方で償却を行っています。備荒価格の考え方としては、最終的には1円で表示するという考え方を採用しています。

③ 短期の未払金については、負債の部の未払金のところで、翌々年度以降に 支払う分については、長期未払金に分割して表示されます。債務負担行為に おける負債の扱いですが、バランスシートの負債に計上するのは確定債務と いうルールがあります。これを記載するに当たって、今の未払金と長期未払 金との考え方と同じですが、償還年度の違いにより固定負債と流動負債と区 分して計上することになります。

負債に計上する確定債務というのが、歳出額が確定しているサインになるので、例えば車両を購入した際に利用した備荒資金組合への支払予定額が確定したものと考えられます。これを長期未払金または未払金に計上するということです。

この支払予定額は債務負担行為で限度額を設定していますが、同じ債務負担行為でも支出額が確定していない、利子補給事業や指定管理者制度による事業費などは負債に計上しないことになります。毎年の財務諸表で流動資産の減少と費用の増加結果として、行政コストの増加と純資産の計上といった形で数字としてあらわれてきます。

したがいまして、バランスシートの負債のところに出てくるのは、利子補 給や損失補償などの部分の債務負担行為については出てきません。

④ 最終的に純資産変動計算書の固定資産の部が黒字で出て、その他の部分がマイナスで出てきますが、考え方といたしましては、固定資産を先に取得して、後年次その負担を支払っていくことになるという、将来負担になる部分がマイナスで出てきている形です。

純資産変動計算書の、固定資産の部分とその他の部分を合計すると、当然 黒字になりますが、その資産をこれまでの世代が負担したのか、将来の世代 が負担するのかという部分の、将来の世代が負担する部分がマイナスで出て きているという考え方です。

- ⑤ ホームページで公開し、情報公開コーナーに資料として置いてあるという 形で開示をしています。
- ⑥ 統一的な基準による財務書類というのは、固定資産台帳の整備と、また発生主義、複式簿記の導入を重視した構成となっています。固定資産台帳の整備は、地方公共団体の全財産のうち、極めて大きな割合を占めている、97%の土地や建物や道路、橋梁などの固定資産について、これらの耐用年数や取得金額等のデータを網羅し記載した台帳の整備を行うことがまず一つの目的となっています。

発生主義複式簿記の導入は、企業会計の考え方や、その手法を導入するこ

とにより、自治体が所有する資産や負債などを整理して、現金主義会計の書 類を補足する情報を作成する、この二つが大きな目的となっており、このよ うな特徴から、統一的な基準による財務書類は、公共施設の更新や修繕計画 の策定などの管理において活用するといったことが考えられます。

また同じ基準で、他団体も財務書類を作成することから、各団体の資産整 理の制度が進んでいくに従い、比較や検討の精度も高まっていくことが考え られます。具体的な意義で考えると、現金主義会計による視点から決算書と いう形で、財政運営の基本指針に掲げた各指標を持って、具体的に健全な財 政運営を実行しているところにありますが、これを発生主義の複式簿記の視 点で再確認するといった効果があると考えています。

またもう一つは、民間会計に近い表記で決算書を作成するので、民間会計 に理解の深い方には、特に理解が得られやすい形で情報開示するといったと ころに効果があると考えています。

KK 委

- 員 | ⑦ ①民間の考え方では、100万円で買ったもので50万円補助金もらうと 圧縮記帳といって50万を資産に計上して、50万に対して減価償却をして いくという考え方になりますが、そういうことにならないのか聞きたかった んです。
 - ⑧ ③債務負担行為のことは備荒資金組合の話と違うということが分かりまし たが、そうすると貸借対照表上は債務負担行為の部分についてはどこにも載 ってこないのか確認します。
 - ⑤平成27年から総務省の要請でつくっていますが、これは総務省に上が って、そこから各団体の情報が流れてくる仕組みでしょうか。作成について は、努力義務という理解でよろしいですか。

- 依 藤 財 政 課 長 🕝 圧縮記帳の考え方は持っておりません。100万円で資産を取得したとし て、その財源に国庫補助金が50万入ってたとしたら、残り50万円は一般 財源と費用として100万円出して、100万円の資産を取得する、100 万円の資産を減価償却していくという形でしか行っていません。
 - ⑧ 確定負債のみを計上するというルールがあるので、毎年その年の負担行為 の中で、その年に確定した分については負債に計上することになります。

その先2年目、3年目以降のまだ未確定の部分については、中期の部分に 債務負担行為の合計額として記載するというルールになっています。14ペ ージの (11)将来負担に関する情報に記載することになります。

あくまで確定作業しか載せないという原則に従いこういう形になります。

⑨ 義務ではありません。ただ現実、地方自治体のうちの 9 割近くは作成・完 成しており、残りの1割程度がまだ作成過程、約1%程度が作成していない 団体となっており、現実的にはほぼ全ての団体で作成している状況です。

こちらの情報は、総務省にデータとして、全ての団体から上がっており、

総務省のほうで、ある程度の簡単な分析を加えて、総務省のホームページで も公開しており、各自治体で利用できるようになっています。

柏 野 委

- 員 □ 資料①個人情報保護法施行条例の位置付けですが、重要な条例という考え 方なのかお聞きします。
 - ② 資料③町内会の加入を促すことは非常に重要だと思いますが、この資料の 記載では、町内会の加入を条件として販売するという記載になっていて、条 件とするというのは具体的にどういう縛りをかけようとしているのか、また、 それは現実的に可能なのかお聞きします。

大 島 総 務 課 長 □ 国の個人情報保護法が改正されたことに伴い、その情報を施行していくた めに必要な項目を、市町村で定めるといった趣旨です。現在恵庭市の個人情 報保護条例で定められていることは、ほぼ個人情報保護法で補完されている という認識ですので、個人情報保護をしっかりと推進していくといった意味 であれば、施行条例についてもしっかりと運営していかなければいけないと 考えています。

須貝管財・契約課長

② 住宅地の販売時に購入者向けに、町内会活動の紹介のリーフレットの作成 や配布、説明会を行い、町内会の加入を条件にするという提案がなされてい ます。

柏 野 委

- 員 | ③ ①今後パブリックコメントなりをやっていくという考えがあるのか、その 場合スケジュールが、どのように進んでいくのかお聞きします。
 - ②今の説明は資料に書いてある話で、どういう条件・義務付けを販売にお いてするのかを聞きたい。一般的には町内会はあくまで任意の団体であって、 そういった条件を付けたり強制をすることはできないものと理解しています が、そういう中でどういう縛りをかけようとしているのか伺います。

大 島 総 務 課 長 ┃③ 今回のこの施行条例については、国による法律改正に伴うもので、制定に おける本市の裁量が少ないといったことから、現在のところパブリックコメ ントの実施予定はありません。

> 今後のスケジュールは、恵庭市の情報公開個人情報保護審査会等の意見等 も伺いながら、第1回定例会に向けて条例の作成に取り組んでまいりたいと 考えています。

須貝管財・契約課長

| ④ 説明やリーフレットの作成などを行い、町内会活動を加入を条件として実 際に販売していくということを伺っております。その際に事前にきちんと説 明をした上で、町内会活動に参加していただくことを条件にするということ は可能であると思っています。

柏 野 委 員

|⑤||③法律の改正に伴うものだからということですが、でも法律の規定として 定めているものよりも、市が条例として委任を受けて変えてる部分があるわ けですよね。特に、個人情報だとか情報公開に関していえば、自治体として

の重要性が増している中で、私はパブリックコメントをしないという手続き について理解ができません。恵庭市のパブリックコメントの制度の実施要綱 でも、基本的な制度を定める条例の制定または改廃については対象となると しています。例えば、札幌や北海道は9月とかにパブリックコメントをかけ ている中で、恵庭市はこういう出方だったので、少なくともパブリックコメ ントをやるべきではないかと思いますが、その点だけお聞きします。

⑥ ④町内会に先に入った方でないと、売買契約を結べないということになるのか。そこまで踏み込んだ義務付け条件を成案として上げ、評価し選定したというところが、私はあまりすっきりしません。町内会加入を義務付けるようなルールからすると、例えば裁判になっても敗訴したり、損害賠償ということになっているわけで、市が主導してやっている土地の売却に関して、そういった条件付けをすることは妥当だと考えているのかお聞きします。

大島総務課長

⑤ この法が制定されるときに、当時の担当大臣が国会の答弁の中で、地方自 治体市町村の条例に関しても一体リセットするといったことを答弁されてお り、恵庭市の条例に関しても、法に至る部分のところは従い、各市町村で条 例で制定できることは3点に集約されており、手数料や開示の日程に関しま しては、市町村で定めるといった状況です。

パブリックコメントは現在のところ実施の予定はありませんが、今の委員 の意見を参考としながら今後進めてまいりたいと考えています。

須貝管財•契約課長

- ⑥ 該当の事業者は地域のコミュニティ支援事業として、他市の町内会活性化の取組みで成功している実績があると聞いています。住宅地の移住促進において類似の実績があり、今後市外に向けても積極的に進めていくという提案であり、こちらは委員会で認められ、市としても支持しています。
- 1)報告事項終了
- 2) その他所管事務調査

【質疑】

柏 野 委 員

員 ① 指定管理者制度全般について、これまで指定管理者制度については指定管理者制度の運用指針に沿って事務がとり進められてきたと思います。

毎年、モニタリングの報告が常任委員会でもされていますが、そういった 募集からモニタリングという一定の手続きに関して、今回花の拠点の指定管 理者を議決するにあたり、仕様書や募集要項が示されない中、議決手続きが されているわけで、今後しっかりと仕様書なりが示される必要があると思い ますが、その点について今の運用指針がどうなってるのか、それで問題がな いのかお聞きします。

② 会計年度任用職員の職場でのトラブルに関して、現状、会計年度任用職員

大内管財・契約課主幹

の方が何かトラブルが発生したときの相談窓口がどうなっていて、近年そこ に対して、相談の実績としてはどのくらいの件数来ているのかお聞きします。

① 仕様書や要領はホームページにあります。公募によらないということにつ いては運用指針に確かに載っていませんが、内規に指定管理者制度のさらな る推進についてというのがあり、改訂版が平成25年8月に示されており、 公募に寄らない場合の措置という中で手続きの記載もあります。それにのっ とってこの取扱いを進めたため、運用指針に載ってなくても、今回公募しな い形で議決されたことについては、特に問題はないと認識しています。

辰 下 職 員 課 長 2 相談窓口は職員課となっており、男性・女性、役職も主査・スタッフ、保健 師等いますので、基本的にはどの職員に相談いただいても問題ない形となっ ています。特に、女性の相談に関しては女性職員が必要であれば主幹、担当 主査も女性で、保健師もいますので、様々な相談に対応できるような形で受 付できるようにしています。

> 相談の実績は、大小様々な相談がありますが、相談を受けて書類をつくる、 決裁を取るという、少し大きめの相談実績は、大体年間1件から2件程度と なります。話を聞いて解決できたり、担当主査同士である程度問題がスムー ズに進んだものについては、月に1件程度確認しています。

柏 野

- 員 │③ ①聞きたいのは、公募をしなかったことが妥当かではなく、公募手続きを しなかったことにより、仕様書や募集要項が公開されておらず、今後モニタ リングの評価を見ていく上でも、何を基準にモニタリング評価を検証したら よいか明らかにならないので、それを明らかにした上で選定をしていくべき ではないかと聞いています。今運用指針にないのであれば、運用指針に盛り 込んでいく必要があると思うがそう思わないか、お伺いします。
 - ④ ②結局1年間の任用であることと、再度の任用の際に必ず1ヶ月の試用期 間があることを考えたとき、職員課に相談するとなると、結果、翌年度再度 の任用される上での支障が出るのではないか懸念を持ってしまう方がいるの ではないかと思うが、年に一、二件程度は大きめの相談があるということで すが、実際にはなかなか相談に至らず、トラブルを抱えたまま退職に至って しまう事案があるのではないか、そうした相談を受け止めるためには、内部 的なところでは限界があると思うが、その点について考えを伺います。

大内管財 • 契約課主幹

③ 仕様書等を公表していないということではなく、広くホームページ等で公 表していないということです。公表できないとか公表しなかったということ でなく、広く周知するというルールがなかったということですので、今後改 めて公表の手法、タイミングなどを含めて、公表の仕方について検討してい きたいと思います。

モニタリングに影響がないかということですが、モニタリングについては 所管課が評価するもので特に影響はないと思います。またこの情報を知りえ

ないということでしたが、今回お示ししている仕様書については、例えば窓 口でお問い合わせがあった場合、もしくは情報公開請求があれば公表すると いう対応としています。

辰 下 職 員 課 長 ┃ ④ 会計年度任用職員については1年ごとの更新で、正職員に比べると雇用が 不安定というところはあると思います。

> そういうところから、職員間のトラブルについて相談することにハードル があるとお考えになる方もいるかもしれません。ただそれをもって、任用に 何か差をつけるということは当然してはいけないことですし、していません。 相談しにくい部分があることも理解できますが、職員労働組合もあり、そち らに相談があった場合についても、職員課に相談があったものと同様の取扱 いにおいて、当然必要があれば職員課で部署に入り指導することもできます。

> また、外部の専門機関などに相談窓口を設置する自治体も一部ありますが、 委託した場合においても、最終的には我々の方に氏名、誰とトラブルがあっ たか、どのようなトラブルであったかという報告を上げていただかないと、 解決に向かわないということもあり、例えば弁護士に委任するとか、専門の 相談窓口に委託することで、すごく相談しやすくなるとは考えていません。

柏 野

員 | ⑤ ③モニタリングはもちろん内部的にモニタリングをしてるのはわかります が、公の施設という市民にとって非常に大切なものを、かなり強い権限を持 ってお任せする指定管理者制度をとるからこそ、選定の段階や毎年のモニタ リングをしっかりと市民に開かれた場所でやっていくということで議会でや っているわけですよね。

その手続きからすると、モニタリングで評価をしているその基準になって いるものが何なのか。それが今の時点で示されてないわけです。だから、手 続きは問題があるのではないか、それを運用指針の中に入れる必要があるの ではと聞いていますが、必要ないのか、それだけお聞きします。

⑥ ④会計年度任用職員の方の立場に立って考えたときに、労働組合、公平委 員会があります。でもそこにいる方々は皆さん正職員です。その方たちに相 談するときに、自分の側に立ってもらえるだろうかという不安があるのでは ないか、だからそこを受け止めるという意味で、外部の窓口があることによ り解決に近づける、まずは相談に行く段階でのハードルが大きく下がるので はないかというのが一番大きいところだと思います。

今のところそれにより退職に至る事例がないということですが、他の理由 で辞めたことになっていても、実際はトラブルが解決をしないことにより退 職に至る事案があると考えたとき、今後人手不足が発生していくことを考え ると、対策を早期に取っていくことは将来の人材確保という意味では非常に 重要なことではないかと思います。お考えがあれば伺います。

山口財務室長

⑤ 今のルールの中では、確かに公募しない場合の取扱いは決めていませんで

したので、市のホームページ上で公表するなど、市民の方が見やすいように 検討してまいりたいと思います。

辰 下 職 員 課 長

⑥ 第3回定例会で新岡議員から質問がございまして、そのときにいろいろ調 べたところ、実際に実績がまだあまりなく、例えば東京都で弁護士に委任し ているところまでは見つけたところですが、今の情報量では、外部の専門機 関、相談機関を設置することがハラスメント等の対策に即効性があるか、費 用をかける効果があるかというところについて、判断が難しいというのが正 直なところです。

会計年度任用職員が退職していく際にも、理由がわからない場合には、担 当主査が面談をしたり、聞き取りをしています。面談に応じていただいた方 については、内容を聞き取り、何か不具合等あれば職員間で情報共有し、原 課に伝達しながら、よりよい働きやすい職場づくりに努めています。

日程3. 総務部関連終了

12時05分 休憩

●日程4. 企画振興部部関連について

13時00分 再開

北田企画課長

資料説明④ 地方創生推進交付金事業の進捗について

【質疑】

柏 委

- 員 □ 地方創生推進交付金事業が今回3点ご報告ありましたが、これについての KPIの設定とその進捗状況は、どうなっているのかお聞きします。
 - ② アプリ開発について、今後もアプリのプッシュ通知などに関しては、利用 者の声を聞き反映していくということですが、現時点でのアプリの機能や使 い勝手の部分での利用者の声は、どういったものが寄せられているのかお聞 きします。
 - ③ ポイント機能の制度設計の検討について、当初から開発に至る段階でポイ ントについては、企業側の負担やECサイトでその財源を確保していくとい うことですが、現時点ではポイントの付与などに関しての、ランニングコス ト、費用がどういった形でかかっていくのかお聞かせください。

北田企画課長

① 各事業ごとにそれぞれKPIが設定されており、今年度はまだ進捗中です ので、昨年度の実績のKPIでご説明させていただきます。

まず、新ガーデンデザインプロジェクトについて、恵庭市の公式アプリ開 発事業、アプリへの登録者数、昨年の目標値は500名となっていました。 契約自体が12月で、リリースが令和4年度になりますので、昨年のKPI

自体の実績はゼロとなります。

恵庭の魅力拡充事業、シェアサイクル事業でえにくるの利用者数があり、 こちらは関係数値でKPIではありませんが、実績は286名です。

恵庭の魅力拡充シティセールス、こちらもKPIではなく実績数でフォロワー数、令和3年度1,608人です。

市民健康づくりの歩くことを通したまちづくり事業のKPIは、参加者数の目標2,000人に対し、昨年度の実績は2,332名です。

健康づくりのサイクルフェスタ事業、KPIではなく実績数ですが、昨年度は178名の参加です。

移住定住促進は、令和2年から令和6年の合計で転入超過数が822人というのがKPIになり、令和2年302名の実績、令和3年が289名の実績で、2年で591人の実績です。

外国人も暮らしやすく活躍できる多文化共生のまちづくり事業、こちらの KPIの目標は、令和2年から令和4年度までの累計で、日本語習得支援ボランティア育成セミナーや講座に対する延べ参加人数です。KPIの目標数値は、この3年間で60名という設定で、令和2年、令和3年それぞれ39名と68名の実績数値です。

石狩ライフスタイル魅力発信、若者地元定着促進事業、KPIはなく参加 人数の実績ということで、就職促進事業などに対する参加者の総数が、昨年 は76名、就職者数がうち24名です。数値については以上です。

② 利用している職員など利用者から意見を聞いたり、現在アンケート機能等がないので、アプリから直接ご意見をいただくことはありませんが、例えば 庁内推進委員会、シティセールスの推進委員会等、外部からの方が入っていただいてる推進委員会などからは、お知らせ機能の見やすいレイアウトについて、ポイント制度については、ポイント利用への意見をいただいています。

またアプリ利用者からは、今アプリの完成度についてご意見もいただき、 最終的なものから考えると、大体2割から3割程度の現状だと回答したり、 ダウンロードしてもらうことは、ただネット見てもらうよりハードルが高い ので、例えば何か特典などをつけてはどうかという意見をいただいていま す。実際に、スマホの中でポータルサイトとして情報が集約されて見やすく なり便利だという意見もありますし、逆に思ってるような情報が加えられた らという話もあります。今後アンケート機能等も加えていく予定ですので、 いろいろ意見を聞き反映させていければと考えています。

③ ポイント制度の制度設計は検討を始めた段階ですが、できるだけ自走できる形が最終的に目指す姿だと思います。まず、今現在掲載している店舗や施設などにポイント制度にご協力いただけるような制度設計をして、意見等も

いただきながら、施設や店舗の協賛を得て、何かサービスなどで還元できたり、利用者がお店に来ることで、お店の方にも良い影響が出るといった相乗効果が生まれればと考えています。今のところここにランニングの費用を充てるという議論まではまだ至っていない状況です。

柏 野 委 員

④ ①KPIについてはわかりましたが、進捗というのであれば、KPIとしてこういう設定をしていて、今ここまで進捗しているというお示しをしていただけると、今後どういった部分で課題が大きいといった意見も述べられるのかと思いますので、そういうご報告をいただきたいです。

三つの事業がある中、二つに関しては寄付をいただいてる関係で延長になると、ただ②番の外国人も暮らしやすく活躍できる多文化共生は令和4年度までということで、今年度で終わりですが、KPIの設定からすると、延べ参加者数としてはKPIを到達してるのかと思うが、元々目的としていた部分は達成されそうなのかお聞きします。

⑤ ②ユーザーの声をどのように反映していくかというところで、私も初めの 頃にダウンロードし、当初不具合があったということだったので、不具合が 原因で機能が十分じゃないのかと思っていました。

このアプリで今現時点では中心的な機能の満喫ナビ、当然OSやバージョンによっても表示の仕方が変わると思うが、少なくとも私が持っている端末では、その機能が十分に使えません。そういった不都合はどのぐらい把握をされてるのか、全体でのKPIが元々3,500ダウンロードで、今現時点2,800とかなり進捗していると思います。実際ダウンロードされた方が、機能として満足いただけなかったときに離脱してしまう可能性があり、そこがきちんと使われている状態でないと、いくらダウンロードが増えても期待していたKPIにはならないと思います。そういった不都合が、庁内の方含めてどの程度届いていて、今後アプリの改善の余地はあるのかお聞きします。

⑥ ③ポイント制度について、令和5年度予算としては、ポイントの付与に関わる部分での予算措置の必要はないものと理解してよろしいですか。

北田企画課長

- ④ 日本語ボランティアの方たちに、基礎的な技術等を講座等で実施し、参加してもらいながらという目標は、基本的には達成しつつあると考えています。今年度に入り、地域の日本語教室を実施しています。今そちらでも、これまで日本語ボランティアの方々に、講座等で技術・知識をつけていただき、外国人の方に複数お話したり、いろんなことを教えたりというところに活かされているので、初めの目標については、ある程度クリアできている状況という段階です。
- ⑤ 改善の余地ですが、各方面から様々な意見等も踏まえ、毎月何度か開発事業者とも調整しながら不具合の情報を集め、改善するよう進めている状況で

すので、改善するものはできる限り急ぎで対処しています。

また、企画課で市民の意識調査アンケートを今年度実施する予定になって いますので、こちらでもアプリに関する項目を追加し、利用されてる方、さ れてない方を含めて市民の皆様からの意見をいただくことも行って参りたい と考えていますし、庁内外の推進委員会のユーザーの方などの意見を聞きな がら改善していきたいと考えています。

- ⑥ 来年度は、今のところ予算措置は考えていません。
- 2) その他所管事務調査

【質疑】

なし

日程4. 企画振興部部関連終了

13時25分 休憩

13時29分 再開

●日程5. 教育関連

1)報告事項

早川教育総務課長

資料説明⑤ 市内中学校における不法侵入事件について

資料説明⑥ 令和3年度恵庭市教育委員会点検評価報告書について

資料説明⑦ アスベスト含有煙突用断熱材(定期点検)について

堀越教育施設課長

【質疑】

宮 委

員 I ① 資料⑤現状の小・中学校におけるセキュリティ、防犯カメラについては今 後設置を検討ということですが、現状敷地内どこかになかったかと思うが、 あるかないか。そのほかの防犯の体制は、今どのような対策がなされてるか お伺いします。

早川教育総務課長 □ 警備システムについては、今回の事件もそうですが、不法侵入すると警報 が鳴り、それが警備会社に届き警備会社が駆けつけるというシステムが小・ 中学校13校全校に導入されています。

> また防犯カメラについては、敷地の校舎内、敷地外含め、設置されている学 校と設置されていない学校があります。

宮

員 | ② ①今回窓からの侵入ということですが、一応警報は鳴ったということでい いのか確認します。

早川教育総務課長

② 今回の2件の事件とも、資料記載の時間に警報が発報し、警備会社が駆け つけています。警報が鳴ってから、どちらも約10分で駆けつけています。

宮 委 員

③ どこから侵入しても警報が鳴るということでいいのか。あと、今各教室に タブレットや充電器などを配備されている状況ですが、何か対策を強化する ことはできないのか、検討ができるのか伺います。

早川教育総務課長

③ 何者かが不法に侵入した場合は、校舎内から誰もいなくなるときには最後 に警備システムをセットしていきますので、それ以降解除するまでに人が校 舎内に入れば警報が作動するシステムとなっています。

ICT機器等の管理ですが、充電保管庫については鍵がついていますので施錠して管理できるものです。現金はもちろん個人情報やICT機器も含め、管理を徹底していくように全校長に指導したところであり、今後も引き続き管理してまいります。

柏 野 委 員

- - ② 4番コミュニティスクールに関しても、計画通り進捗しているというB評価ですが、コミュニティスクール導入により、今までの地域と学校との関係がさらに前進することが、コミュニティスクール導入の目的だと思うので、そういう意味では意見交換を随時行ったにとどまるのであれば、なかなか進んだという評価にはならないと思います。B評価となった理由について伺います。
 - ③ 6番スクールカウンセラーの活用事業。令和元年からの点検評価を見ていくと、予算額が大きく変わっていて、決算額だけ見ると体制が大きく縮小されているようにも見ますが、体制としてはどういう変化があり、この評価になっているのか伺います。
 - ④ 7番学校給食費の債権管理ですが、今後の課題として、徴収システム導入の遅れなどから公会計の導入年度が延期となっているということですが、行革の中でも当初導入に向けためどが立ったので、行革メニューから外すというような記載になっていたと思いますが、徴収システムの部分について、どのような検討が進んでいて、イニシャルとランニングでどのぐらい経費がかかっていくのかお聞きします。また、B評価となっている部分は、遅れているけれどもBとなった理由を伺います。

早川教育総務課長

① 令和3年度においては、まず小学校5年生以上には全学校整備したことと、あと令和3年度中に、小学校4年生も残り分466台の端末を整備しました。これを導入したことで実質端末の活用としては、各学校で講師用のスキルを学びながら、学校内で事業での活用はもちろん、準備のできた学校から随時家庭に持ち帰り、学級閉鎖時にはオンライン授業を配信するというこ

とも取り組めたので、導入初年度としては活用に取り組めていたということで自己評価Bとしています。

② 令和3年度中に、全ての小・中学校にコミュニティスクールとして学校運営協議会が設置されたこと、なかなかコロナ禍で会議や行事の参加が難しい部分が多かったと感じています。その中でも各学校、地域の方と関わる学校行事の参加等取組みも行い、外部評価の意見として記載していますが、コミスクカフェということで市内全体で地域の方や保護者が集まり、地域と学校の連携や協働していくことについて、理解を深める場を設けられたという部分もあるため、地域との意見交換を含め外部評価はAとなり、取組みができたものと考えています。

藤本教育支援課長

③ 道の北海道派遣のスクールカウンセラー派遣事業と、市で任用している恵庭市のスクールカウンセラーと合わせた形で相談事業を実施しています。

令和元年度までは、市の特別職の非常勤職員という形で、報酬を時給でスクールカウンセラーを任用してきたことにより決算額が大きく変わっています。

令和2年度からは、会計年度任用職員の制度に変わり1名任用したことで、その金額が職員費につき、事業費としては見えなくなっていますが、評価としては、令和元年度1,416時間時給でスクールカウンセラーの任用時間を確保していましたが、令和2年度以降は1名任用し、1,508時間、市で時数を確保し、児童生徒や保護者、教職員に対して、必要な相談時間を確保しているとして評価しています。

加藤学校給食センター長

④ 検討の段階では、約2社のシステムを検討しており、そのうちの1社について検討していましたが、導入経費が約3,000万、ランニングコストが口座振替などの手数料等を全部含めて、約1,000万で計上させていただきましたが、合意を得られませんでした。

次のB評価について、この事業が債権についての収納率等なので、一応目標は達成できた形ではありますが、市の債権管理課との連携があり、そちらの働きも大きかったところも踏まえてB評価と考えています。

柏 野 委 員

- 員 ⑤ 点検評価報告書としては、これをご覧になった市民の方が、前年と比較を したり見てわかることが大事だと思うので、例えばスクールカウンセラーの 体制に関しても、相談件数だけ増えてるが、予算は減っているようにも見え るので、そこがきちんと見える形になるとありがたいと思います。答弁は要 りません。
 - ④金額などを聞くと、検討状況としても非常に大きな負担は今後生じてくるかと思いますが、一方で文科省の公会計化についての資料などを見ると、 徴収方法等も簡素な形でのコスト削減の工夫をしながら、インターネットを 活用した納入ということも書かれていて、それほど大きな額がかかるとは思

っていませんでしたが、なかなか来年度に進めていくのは難しいということ になるのか確認します。

加藤学校給食センター長 ┃⑤ 徴収システムを構築するのに約1年、本格始動がその翌年になりますの で、最短でも2年かかる形になるため、来年導入というのは今のところ考え ていません。

柏 野 委

員 | ⑥ ⑤ 最短でも来年は無理ということですが、合わせて給食センターの建替え というのもあるかと思いますが、スクールランチや外部委託を検討というの も俎上に上がってきていると聞きました。学校給食となると、保護者の方や たくさんの方が関心を持つ話だと思うので、その検討に関しては早い段階か らメリットやデメリット、コストなどを含めてお示しいただき、しっかりと 市民を交えた議論を進めていくべきと思いますが、検討の内容はいつごろ報 告されていく見込みなのか伺います。

- 加藤学校給食センター長 6 今のところスクールランチの動向というのが、当初は1町が始めたもので したが、新聞等で出たように、市のほうもそちらに移行するといった動向も 出てきましたので、道内での給食のあり方の動向を見ながら行っていきたい と思います。
 - 1)報告事項終了
 - 2) その他所管事務事務調査

【質疑】

なし

日程5. 教育部関連終了

【委員間協議】

●日程6. 閉会中の所管事務調査項目について

柏 野 員 委

前回、所管から報告のあった不登校の新しい施設の学びの森について、コ ロナの感染状況や、慎重に対応しなければいけない部分なので、可能であれ ば場所だけだとか遠巻きに見るだとか、そういった形で現地を見られたと思 います。

市 川委員 柏 野 委 員

学びの森の関係の1点で、現地調査だけやるのか確認します。

今やはり不登校が非常に増えているということも含めて、審議ができれば と思います。今のところ思っているのは1点です。

武藤委員長

調査項目としては、現地調査で学びの森を見学と、ここで審議をするとい

鷹羽委員

うことですよね。現地調査だけではないですよね。

柏 野 委 員

閉会中の調査項目は、これまで委員会や議会で課題になっていることについて閉会中に継続して調査することですし、もう一つ市の施設ではないですよね。前に文教大学の件で、もう一つ柏野さんが提案されたことで、それが議論になったかと思うんです。そこをどう判断するかという問題があると。

前回の高校の話でいうと、私学の高校であり我々がどういう理由で見に行くのというのはあるかもしれないですが、今回は市の事業として学びの森をやっていて、たまたま場所が文教大学の中だということであり、今来年度の予算措置も検討されていることでいうと、市として確認調査しておく必要があるかと思います。

市川委員

今は、あくまでも試行的な部分という考え方です。来年度以降、試行を外れてきちっとやっていくことになれば、調査と認めたいと思いますが、今の試行の中では鷹羽委員が言った通り、他の部分ということもあるので、私としては反対です。

柏 野 委 員武 藤 委 員 長各 委 員

反対があれば、別に私も無理にとは言いません。 ほかになければ、開かないということでよろしいですか。 (「はい」の声あり)

●日程7. その他なし

総務文教常任委員会を閉会

(14:04 終了)